**平成２８年（フ）第６５号**
兵庫県尼崎市潮江１丁目29番21号
債務者　岡本　富一
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第２号**
鳥取県西伯郡大山町御来屋81番地１
債務者　小原水知子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２８年（フ）第６号**
広島県尾道市栗原西２丁目８番13号
債務者　猪原　進也
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
広島地方裁判所尾道支部

**平成２８年（フ）第１１号**
愛媛県松山市湯渡町12番15号
債務者　中村　忠義
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第３７号**
熊本市東区長嶺東６丁目17番６－101号
リーベンハイツⅠ、前住所熊本市東区石原１丁目10番10号　ありえすハーレー101号
債務者　古賀　久徳
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第５号**
宮崎県串間市大字南方1488番地、前住所埼玉県さいたま市浦和区大東１丁目30番30号三建設備工業北浦和寮103
債務者　谷口　智子（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
宮崎地方裁判所日南支部

**平成２７年（フ）第１６４号**
茨城県牛久市牛久町2472番地の５
債務者　松田　清志
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第５号**
茨城県守谷市みずき野６丁目15番地13、前住所新潟県長岡市小貫39番地１
債務者　**西片**美津男
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第６号**
茨城県守谷市みずき野６丁目15番地13、前住所新潟県長岡市小貫39番地１
債務者　**西片**美知子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第１５号**
茨城県取手市戸頭７丁目５番17―201号
債務者　山口　長年
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第１９号**
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘７丁目26番地８、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市大徳町5346番地５
債務者　岩崎　茂富
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第２８号**
長野県松本市波田10571番地10
債務者　小林　俊勝
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２７年（フ）第６２９号**
兵庫県西宮市上大市４丁目16番１―702号
債務者　木村　淳彦
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第４２号**
兵庫県尼崎市食満６丁目22番１号　南台ハイツＡ―102
債務者　伊藤　睦子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第７９号**
兵庫県西宮市甲子園口３丁目３番８―401号、前住所兵庫県宝塚市高司４丁目４番７―１―405号
債務者　松岡　浩和
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第５９号**
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目23番２号
債務者　西村　　恵
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第６号**
佐賀県唐津市鏡新開63番地５
債務者　中島　耕治（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
佐賀地方裁判所唐津支部